

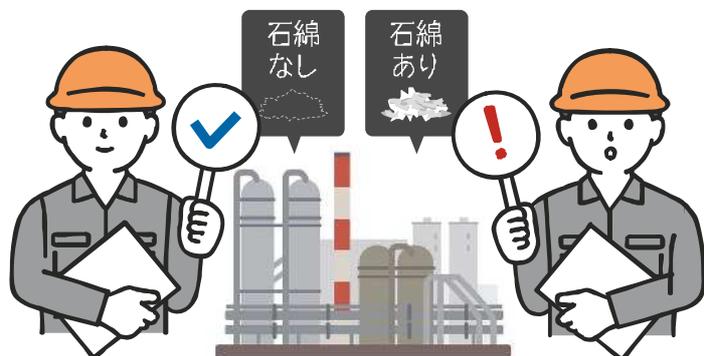
令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

いますぐご確認ください

*アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排気設備等の建築設備を除く。
- ※2 穀物を貯蔵するための装置を除く。
- ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
- ※4 ケーブルを含む。
- ※5 建築物に設ける排気設備等の建築設備を除く。
- ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、**登録講習機関で受講できます！**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

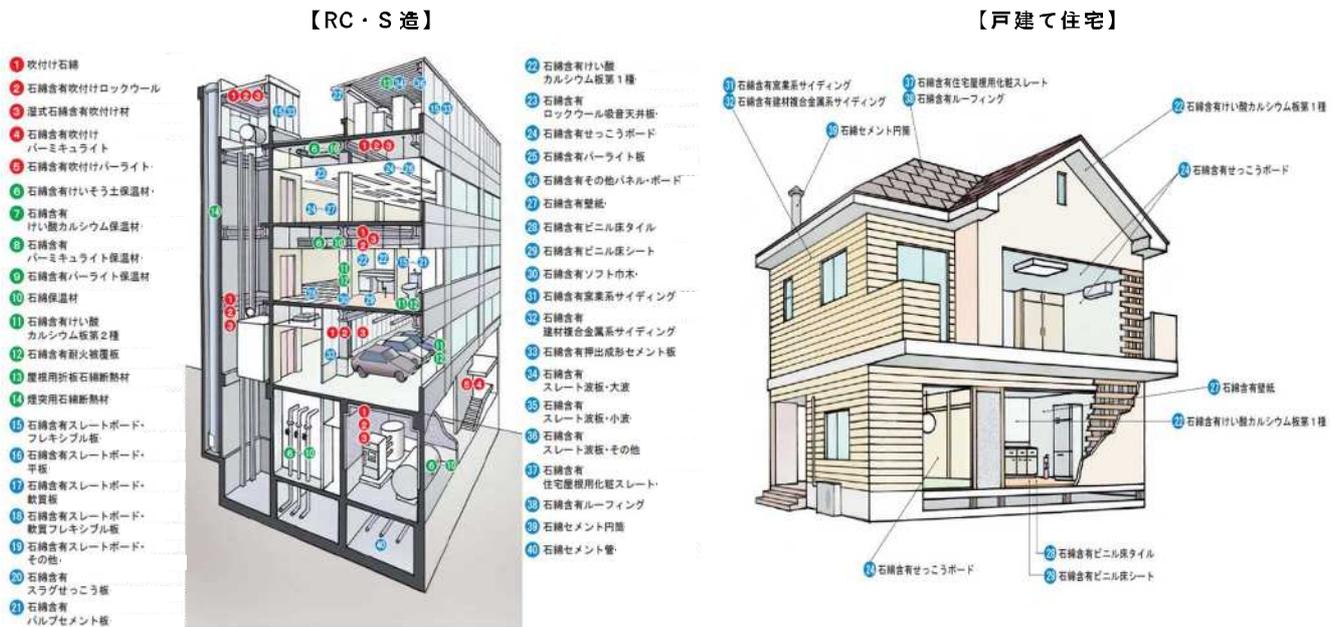
ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、**石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**

石綿（アスベスト）とは

石綿は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、**工事の施工業者は石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められたばく露・飛散防止措置等を講じる必要があります。**

一方で、施工業者が関係法令に定められた措置を適正に講じるためには、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまにも、費用や工期等についての配慮や関係法令に定められた措置等を行っていただく必要があります。**

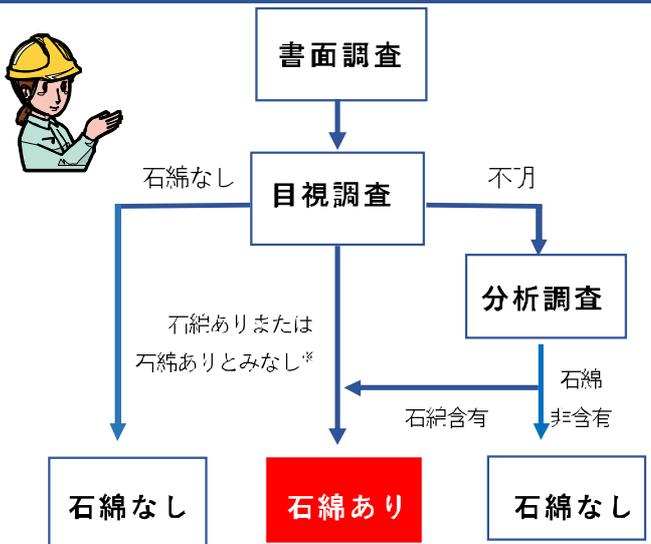
アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるよう配慮すること
特定じん排出色等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要なく霧・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正のポイント、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置や、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な事業者を選定するために

石綿の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 工事費用に、**事前調査費が計上されていること**や、石綿の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 事前調査終了後、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、地方公共団体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましょう。

【参考】吹付け石綿への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等】



吹付け石綿
（鉄骨材の耐火被覆）



石綿含有吹付け
ロックウール
（鉄骨材の耐火被覆）

建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合がありますので、お近くの地方公共団体にご相談ください。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「**工作物**」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準
監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散漏えい防止対
策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作
成、備え付け及び保存
参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ば
く露防止及び石綿飛散漏えい防
止対策徹底マニュアル」
95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員・発注者や市民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。

※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。

※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。

※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。

※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。

※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
		事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】		●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27条】		●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】		●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】		●			
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】		●	●	●	●

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ



令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」^{※1} が行う必要があります！

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、 工事の規模にかかわらず すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります (※2, 3)

※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります

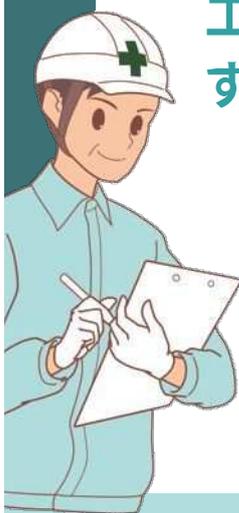
※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則ですが、事前調査の方法については、例えば、解体等対象建築物等の着工日等が平成18年(2006年)9月1日以降であることを、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格まで必要ありません

事前調査結果の 報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます (※4)

一定規模以上の工事は、
施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と
都道府県等に対して、事前調査結果の報告を
あらかじめ行う必要があります (※5)

※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます
※5 裏面「報告の対象となる工事・規模基準」を参照



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計 80 ㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込 100 万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設否、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴明け）等を伴うものを含まず
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です）
 - ▶ 反り槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突（建築物に設ける非煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ▶ 観光用エンペーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）※令和5年10月1日から追加



事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります
適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です

解体・改修工事の事前の措置

情報提供 (発注者・注文者)
【3条、9条】

事前調査・結果の報告
【3条、4条の2】※

作業計画【4条】※

労働基準監督署への事前の届出
(吹付・保温材等の工事の場合)
【5条】※
【安特法38条、安特則86条、90条】※

石綿有りまたは有りとみなし

作業時の措置※

- ◆発生源対策 湿潤化【13条】
- ◆ばく露防止対策 呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- ◆隔離【6条、6条の2、6条の3】
- ◆立入禁止【7条】
- ◆管理
石綿作業主任者【19条、20条】、特別教育【27条】、
掲示【34条】、作業の記録【35条、35条の2】、
保護具等の管理【46条】等

※1に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります

詳細は、石綿総合情報ポータル
サイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分別に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの
操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、詳細機能編」を参照ください

G Biz ID について



G Biz ID トップ画面「gBizID で行政サービスへのログインをかんたんに」をご確認ください（他ご不明点はお問合せ先まで）

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

反応槽も
(オートクレーブ含む)

貯蔵設備も

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査 **義務化スタート!!**

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	
特定工作物以外の工作物	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査(事前調査)しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要!

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等*であつても、事前調査結果の報告が必要! ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要!

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象!

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物*1	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事(税込)
特定工作物*1	解体・改修	請負金額100万円以上の工事(税込)
船舶(鋼製のものに限る)*2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

*1 建築物と工作物が混在する場合に建築物及び工作物の両方を合わせた工事全体の請負金額100万円以上(税込)であることが調査対象
*2 船舶に該当する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りる。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索